平成２４年（フ）第７３号
広島市安佐北区安佐町大字くすの木台21番地16
債務者　吉田　真弓
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２４号
広島市中区舟入町５番６―503号　シャトー舟入
債務者　伊藤　祥子
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１８６号
広島県安芸郡熊野町萩原９丁目８番８号
債務者　隈部　由貴
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１９３号
広島市西区庚午中１丁目９番27―404号
債務者　打越美恵子
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２００号
広島市安佐南区八木５丁目３番９―101号　ラフォーレ八木Ｂ
債務者　鈴木　國照
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２１２号
広島市佐伯区八幡４丁目５番18―201号
債務者　木村　里宏
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１８号
山口県下関市小月本町２丁目16番12号　サニータウンＢ―201号、前住所山口県下関市菊川町大字上大野７番地32
債務者　穐枝公美子
1　決定年月日時　平成24年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第２６号
山口県下関市一の宮住吉２丁目１番11号
債務者　黒瀬　勝利
1　決定年月日時　平成24年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第３０号
山口県下関市秋根西町２丁目８番４号　ローレルハイツ101号
債務者　田坂　　剛
1　決定年月日時　平成24年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第３４号
山口県下関市王司上町１丁目３番11号　グリーンハイツＫ―101号
債務者　冨谷　尋一
1　決定年月日時　平成24年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第９号
愛媛県今治市桜井４丁目６番16号　桜井浜第２団地Ｂ１―104号、前住所愛媛県今治市桜井４丁目７番16号、前々住所松山市余戸西５丁目６番18号
債務者　竹内　文英
1　決定年月日時　平成24年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで　松山地方裁判所今治支部

平成２４年（フ）第４３号
福岡県久留米市東合川新町８―６　スミコーポ203号、住民票上の住所福岡県久留米市北野町塚島282番地６
債務者　中島　順子
1　決定年月日時　平成24年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第５２号
福岡県うきは市浮羽町朝田1257番地１、前住所福岡県うきは市吉井町若宮83番地
債務者　杉　　孝子（旧姓梶村）
1　決定年月日時　平成24年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第８０号
宮崎県東諸県郡国富町大字塚原63番地
債務者　中山ひとみ
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１８号
鹿児島県大島郡瀬戸内町古仁屋瀬久井東１番地１
債務者　渡辺　憲美（旧姓梶原）
1　決定年月日時　平成24年３月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで　鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２４年（フ）第２５号
青森県八戸市白銀台４丁目２番地２
債務者　佐々木のぶ
1　決定年月日時　平成24年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第１９号
宮城県柴田郡柴田町船岡西１丁目３番30号　コーポパンタシア206号
債務者　佐藤　仁昭
1　決定年月日時　平成24年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで　仙台地方裁判所大河原支部